

事 務 連 絡  
令和3年1月15日

各指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様  
( 中核市指定事業所を除く )

富山県厚生部障害福祉課長

### 障害福祉サービス事業所等における業務継続について

日頃より、本県の障害者施策にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族等の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

令和3年1月5日付けで、厚生労働省から発出された新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続ガイドライン等に関する事務連絡（令和2年12月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長名「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」）を送付させていただいたところですが、業務継続計画（BCP）の策定においては、感染症のみならず、自然災害が発生した場合についても念頭に置いておくことが必要です。

今回の大雪による影響等も踏まえ、業務継続計画（BCP）の策定・見直し等（除雪体制、人員体制、食料・物資調達方法等を含む。）について、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

【事務担当】 自立支援係

TEL 076-444-3212